

序 章

景観計画の策定にあたって



序章 景観計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景

都留市は、周囲を個性ある山々に囲まれ、豊かな緑と清らかな水の流れることのできる自然環境に恵まれたまちです。古くは郡内地域の中心地として栄えた歴史をもち、城下町の面影にそれらをしのぶことができます。現在は、リニア実験線の拠点基地があることで知られるとともに、人口約3万人規模の都市では全国唯一といえる公立大学法人都留文科大学を擁し、多くの学生が集い研鑽に励む、歴史と文化が融合した知的風土を醸し出すまちでもあります。

この伝統と文化が息づく自然豊かなまちは、自然と共生しながら歴史を刻み、これまで先人たちのためめ努力と英知の積み重ねにより、多彩な景観を育んできました。

近年、経済性や効率性を追い求める社会を見直し、心豊かな暮らしや美しく心地よい環境が求められるようになり、先人たちが守り・育ててきた本市のこうした景観の価値を今一度見直し、まちの資産として次世代に継承し、これらを活かすまちづくりを進めていくことが必要となってきました。

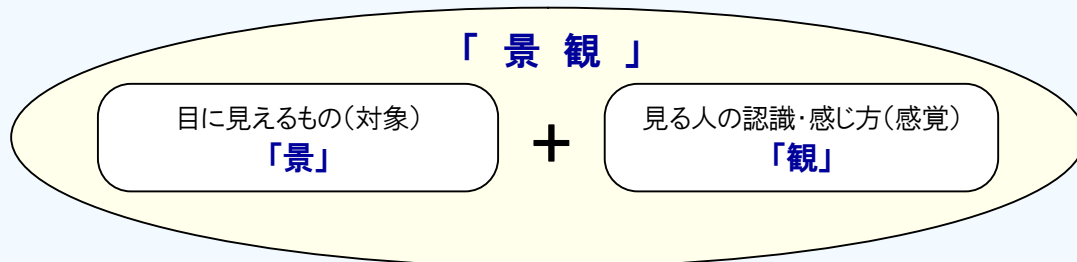
一方、こうした動向は全国的にも同様であり、国は平成15年7月に「美しい国づくり政策大綱」を公表し、美しい国づくりのための基本的考え方と具体的な施策を示すとともに、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力のある地域社会の実現を図ることを目的とし、基本理念や市民・事業者・行政の責務を明確に宣言しました。また、これを受け、平成16年6月には、わが国初の景観に関する総合的な法律である景観法が制定されました。このことにより、良好な景観形成のための行為の制限や支援の仕組みを法制度として整備しました。

全国的なこうした流れを受け、本市においても、平成28年1月に景観行政団体となったことを契機として、景観計画の策定及び景観条例の制定に向けた取り組みを始動しました。

■景観とは…

○「景観」とは、私たちが見て認識した眺め(視覚像)のことで、目に映るものはすべて景観といえます。ここでいう景観とは、一般的に使われている風景や景色とほぼ同じ意味と考えてさしつかえありません。

また、広義には、目に見える事象だけでなく、風景や景色の感じ方や心象、価値観までもを含めたとらえ方をすることもあります。



■景観づくりとは…

○目に映るものは、すべて「景観」であるため、景観に公私の区別はありません。たとえ私的な空間であっても、人に見られる部分については、一定の公共性を持つところに景観の特徴があります。このため、景観づくりは、住民一人ひとりが景観の公共性を認識し、景観に「配慮」していくことが重要となります。

○また、景観づくりは、一朝一夕にできるものではなく、息の長い取り組みが必要です。景観を慈しむ「配慮」の積み重ねが、ここに暮らす私たちの暮らしの質を豊かにし、個性ある文化を育み、地域の価値を高めることにつながっていきます。

《参考》景観法とは

国では、平成 15 年 7 月に公表した「美しい国づくり政策大綱」及び「観光立国行動計画」を受け、これまでの、例えば道路等の都市基盤施設の整備などの「量的な充足」を目的としたものから、道路空間の快適性や美しさ、適切な維持管理などの「質の確保」を重視した都市づくり・地域づくりを進めるため、景観に関わる取り組みの根拠となる法律として「景観法」を成立・公布しました。これにより、地方自治体による自主的な景観形成の取り組みが、法律によって担保されることとなりました。

これまでは・・・

- 地方自治体の取り組みが先行
(景観条例→地方自治法に基づく自主条例)
- 法的担保がなく、実現性に乏しい
(自主条例は強制力に限界がある)

景観法の制定により・・・

- 地域の個性や特徴に応じた、柔軟な規制内容とすることが可能
- 景観法を根拠に、強制力を発揮することが可能な措置を規定

〈景観法の基本理念〉

基本理念1

良好な景観は、美しく風格のある国土の形成と潤いのある豊かな生活環境の創造に不可欠な国民共通の資産として、現在及び将来の国民がその恵沢を享受できるように整備及び保全を図る

基本理念2

良好な景観は、適正な制限の下に、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等が調和した土地利用がなされるように整備及び保全を図る

基本理念3

良好な景観は、地域住民の意向を踏まえ、それぞれの地域の個性及び特色の伸長に資するように多様な形成を図る

基本理念4

良好な景観は、観光その他の地域間の交流の促進に大きな役割を担うことから、地域の活性化に資するよう、地方公共団体、事業者及び住民により、その形成に向けて一体的な取組がなされるようにする

基本理念5

現にある良好な景観を保全することのみならず、新たに良好な景観を創出することを含むものであることを旨として、良好な景観の形成を行うようにする

■景観法を活用した景観まちづくりのイメージ



〔出典：景観法の概要（平成 17 年 9 月、国土交通省）〕

2. 目的と位置づけ

(1) 計画の目的

人は、常に自分以外の外の世界を認知（外界認知）しながら生活しています。この外界認知は「五感」によって行われますが、その約7～8割が「視覚」によって行われています。そのため、景観は「まちの善し悪しを“見ること”によって図る“ものさし”」といわれます。暮らしやすいまち、訪れる価値のあるまちという評価を得るためには、心地よく魅力的な景観が不可欠です。

また、景観は単に表面的な美しさを繕うということではなく、時には「つくらない」、「取り除く」といった空間デザインも必要となります。都留市らしい景観の価値を高めていくことは、市民生活に潤いを与え、ふるさとへの愛着や誇りを持たせてくれるとともに、交流・定住人口の拡大や観光産業などの原動力ともなり、活力あるまちづくりや本市の発展を牽引するために必要不可欠な取り組みです。

景観計画は、良好な景観形成のために必要な事項を定める法定計画です。この計画を策定することにより、土地の開発や建築等の行為に関する一定のルールを定め、本市の良好な景観形成を誘導することができます。

本計画は、本市の景観形成に関する基本的な考え方や方針、基準等を明らかにし、都留市らしい景観形成を総合的かつ計画的に推進するため、市民、事業者、行政等の協働の指針としての役割を果たし、良好な景観まちづくりの実現を図ることを目的とします。

■都留市景観計画の特徴

■都留市の景観形成に関する総合的な計画です

本計画は、景観法に基づく法定計画として市が定めるもので、本市の景観形成に関する総合的な計画です。本市の景観形成は、今後、この計画に基づいて進めていくことになります。

■市民意見を反映して策定する計画です

本計画の策定にあたっては、「都留市景観まちづくり市民懇談会」の設置、景観市民アンケート調査の実施、広報やホームページによる策定経過や計画案の公表、パブリックコメント（意見公募手続）を実施するなど、広く市民の意見を反映しています。

■景観まちづくりを推進する市民、事業者、行政の協働の指針となります

本計画に定める内容は、本市の良好な景観形成を推進していくための市民、事業者、行政等の協働の指針となるものです。



・九鬼山中腹から望む富士山

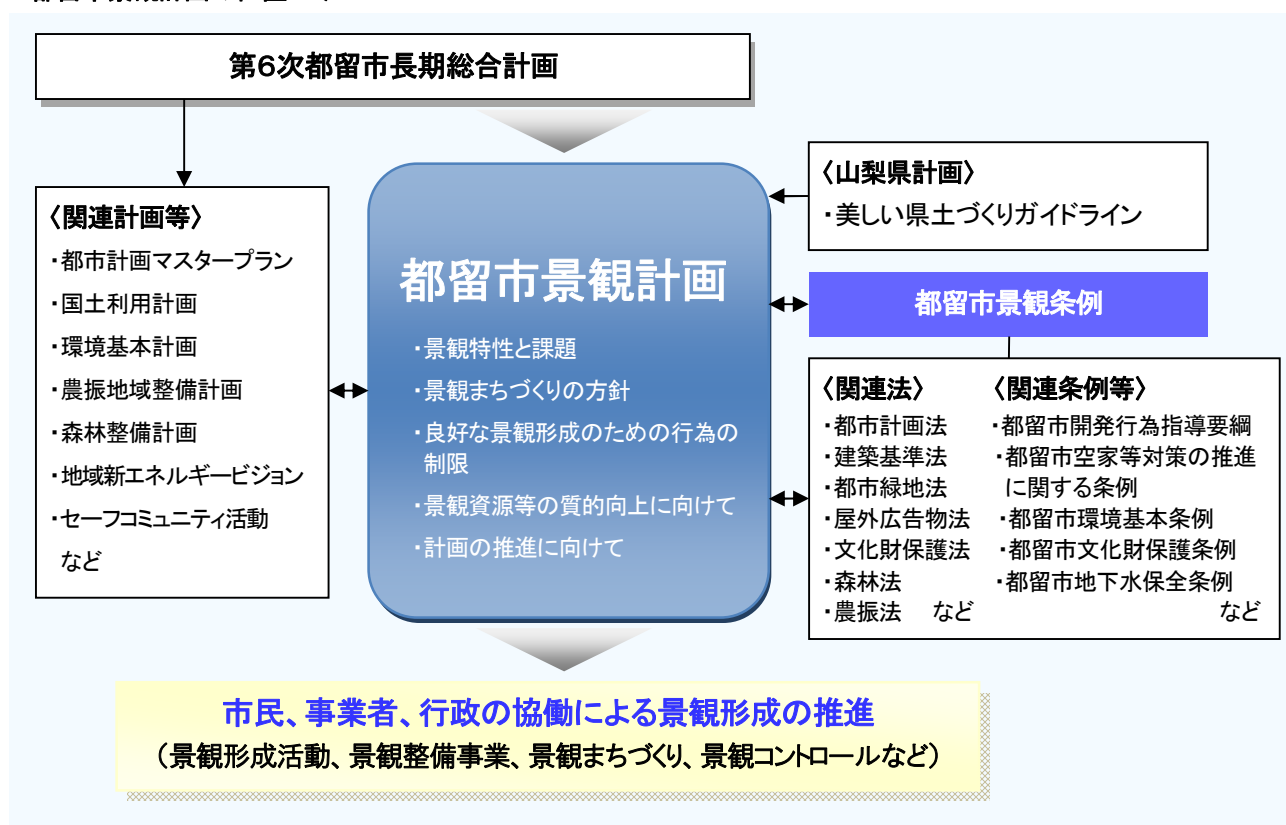
(2) 計画の位置づけ

「都留市景観計画」は、景観法に基づく法定計画として定めるもので、上位計画である「第6次都留市長期総合計画」に則した、本市の景観形成に関する総合的な計画として位置づけられます。

今後、市民が行う景観形成活動、行政が行う景観施策や景観形成事業などは、本計画に沿って進めていくことになります。

また、計画の実効性を高め、景観形成をより強力に推進していくため、次に示す関連計画との連携を図るとともに、市の関連条例等との整合性を図る中で、都市計画法、建築基準法、都市緑地法、屋外広告物法、文化財保護法、森林法などの景観形成に係わる法制度の活用を図ります。

■都留市景観計画の位置づけ



(3) 計画の期間

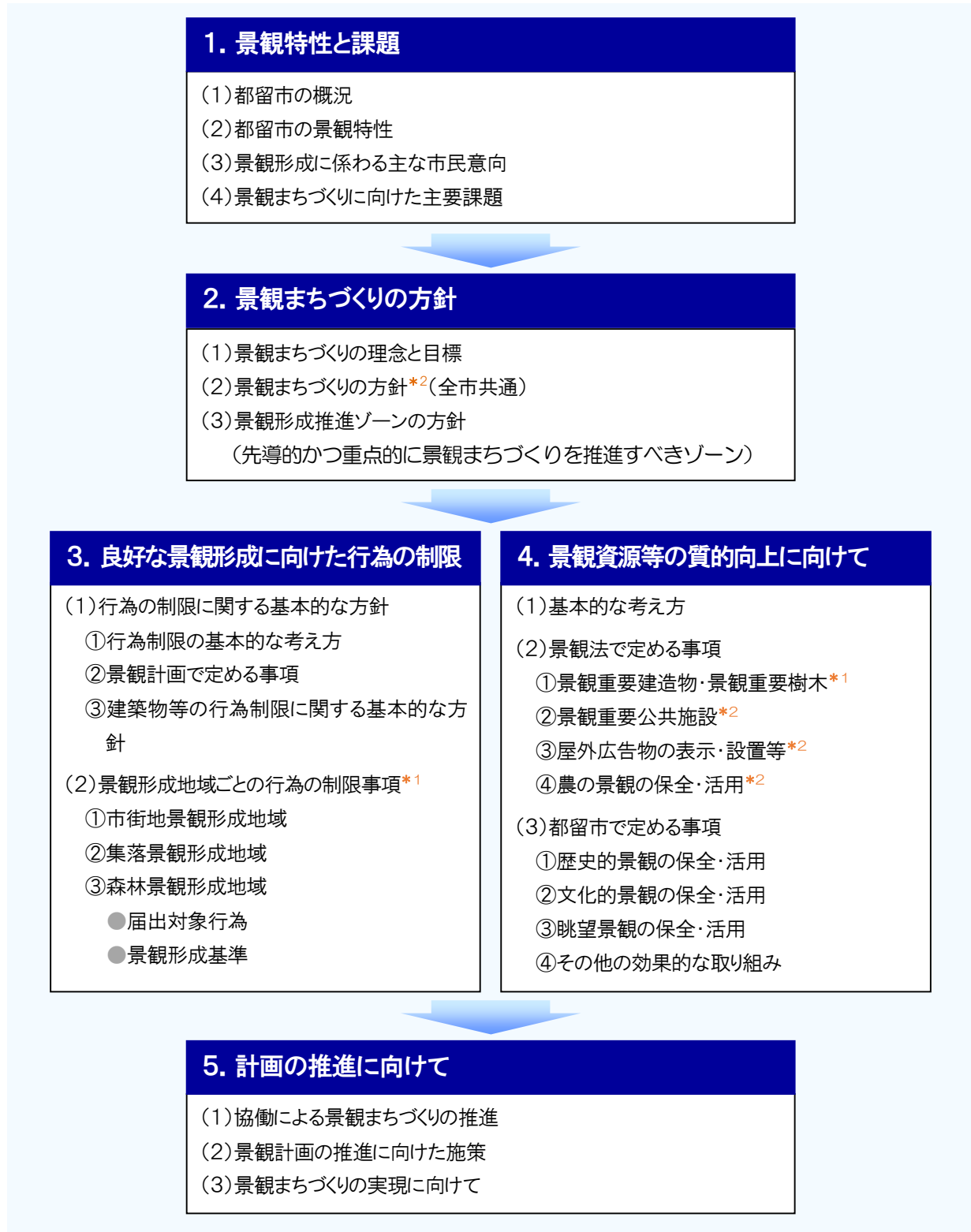
景観づくりは「百年の計」といわれています。景観形成には、長い時間を要することや、長期的な施策から短期的な施策までを含むことから目標年次は定めないこととします。

このため、計画内容については、今後の市民ニーズや本市をとりまく社会・経済環境の変化、上位・関連計画の改定、国や山梨県の景観施策の変更、景観形成の取り組み状況など、必要に応じて、適宜、見直しを行うこととし、成長型の計画として内容を充実し、運用することとします。

3. 景観計画の構成

本計画は、景観に関する総合指針として、景観法に定める法定事項だけでなく、本市独自で定める任意事項も含め、次のとおり、大きく5つの内容で構成します。

■都留市景観計画の構成



注) ^{*1} 景観法に基づき必ず定めなければならない必須事項です。

^{*2} 景観法に基づき必要に応じて定めることができる選択事項です。

^{*3} 上記^{*1}、^{*2}以外の項目は任意事項で、本市独自のものとなっています。

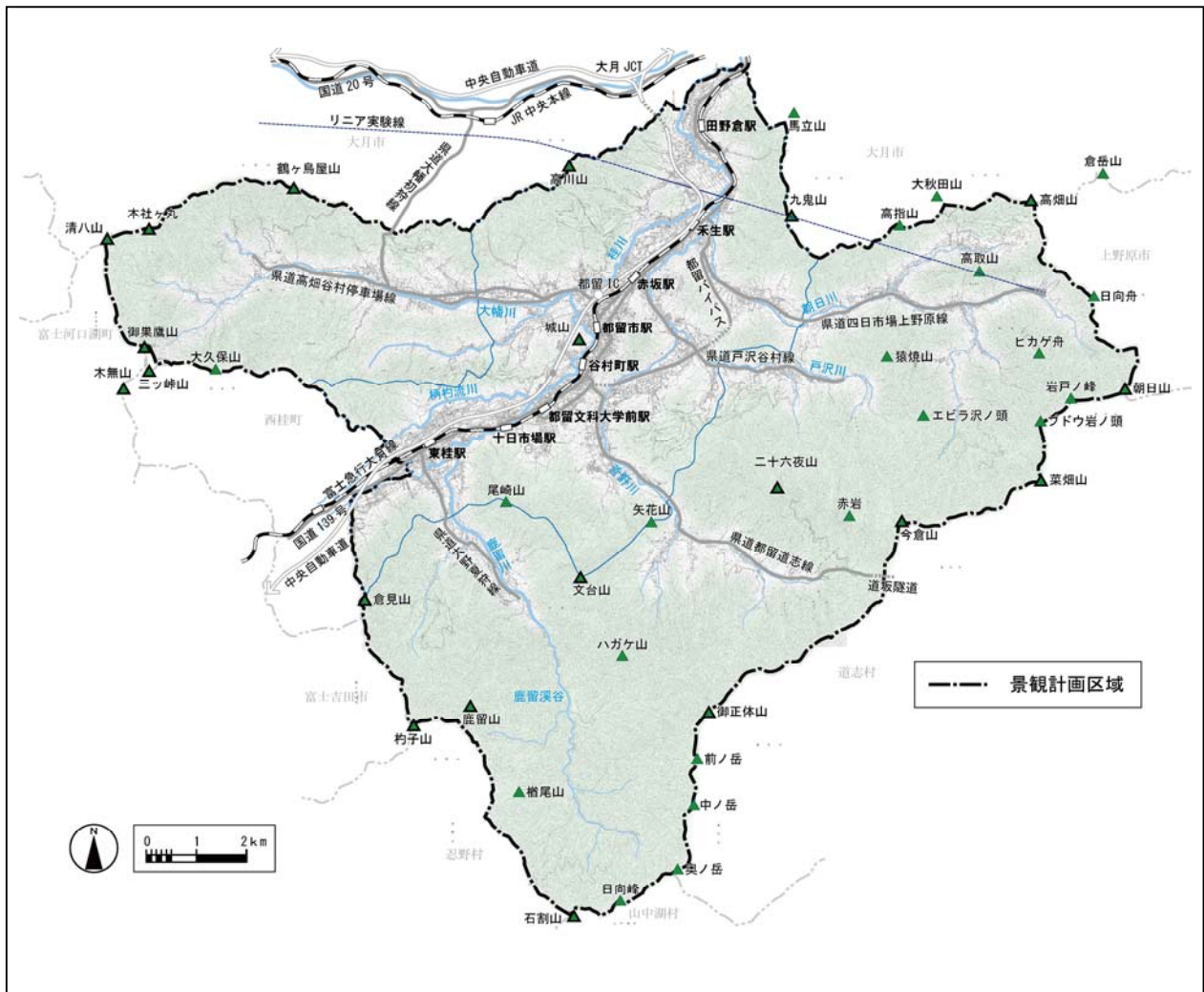
4. 景観計画の区域

本市は、豊かな水環境と個性ある山々の緑に囲まれ、暮らしの中で身近に自然を感じる風光明媚なまちであることが大きな特徴です。自然景観、眺望景観、都市的景観、歴史文化的景観、里山集落景観など、多様な景観が重層的に重なりあい、地域ごとに特色ある景観を呈しています。

このような本市の景観的な特徴を踏まえ、総合的な景観行政に取り組む観点から、景観計画の区域は都留市全域とします。

景観計画の区域は、都留市全域とします

■景観計画の区域





・河岸段丘の緑の中を流れる桂川